

## ドイツにおける防疫措置

(連邦政府と各州の協議を踏まえた当館管轄 3 州における緩和措置:その2)

2020年5月9日

在フランクフルト日本国総領事館

### 【ポイント】

- 8日、ラインラント・プファルツ州政府は13日以降の制限措置の緩和について、州令の改正を行いました。
- ザールラント州政府は、来週緩和措置の詳細を公表する予定としています。
- 来館者の皆様の感染予防のため、領事窓口に来訪される際には、マスクの着用をお願いいたします。また、領事待合室が混雑する場合には、外でお待ちいただくこともあり得ますが、どうぞご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

### 【本文】

1 8日、ラインラント・プファルツ州政府は、13日以降の制限措置の緩和について、州令の改正を行いました。この改正州令は、5月13日から5月24日まで有効となります。これまでご案内した内容から追加的に判明した点のうち、主なものは以下のとおりです。なお、引き続き接触制限等は6月5日まで継続しますので、ご注意ください。

(1) レストラン等の利用にあたってはテーブル案内制となり(空いている場所に自由に着席することは不可)、予約時または利用時に利用者全員の名前・住所・電話番号の提供が求められます。これら個人情報利用店舗で1か月間保管され、必要に応じて保健当局に提供されます。テーブルについても相席不可、カウンター利用不可等の規則が定められておりますので、ご利用されるお店の指示に従ってください。

(2) 理髪店、ビューティサロン、ネイルサロン、マッサージ店等の利用にあたっては、予約が必要となります。

(3) 余暇としてのスポーツについて、屋外で実施し、接触がなく適切な間隔が保たれる等の条件のもとで、再開可能となります(プール等を除く)。なお、シャワー室・更衣室等は、一人ずつでのみ利用可能とされています。

(4) 大学等における授業について、少人数で行うものについては実施可能となります。

(5) 市民学校(VHS)、音楽学校等での授業も実施可能(歌唱の授業は除く)となります。

2 詳細については、ラインラント・プファルツ州政府第6次コロナ対策州令(独語)をご覧ください。

[https://corona.rlp.de/fileadmin/rlp-stk/pdf-Dateien/Corona/6.\\_CoBeLV0\\_.pdf](https://corona.rlp.de/fileadmin/rlp-stk/pdf-Dateien/Corona/6._CoBeLV0_.pdf)

### 【参考】

■ ドイツにおける新型コロナウイルスに関する最新情報(在ドイツ日本国大使館ホームページ)

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html)

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_165.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_165.html#ad-image-0)

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

[https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ\\_Liste.html](https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html)

[https://twitter.com/rki\\_de](https://twitter.com/rki_de)

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

○感染症情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

#### 【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：[konsular@fu.mofa.go.jp](mailto:konsular@fu.mofa.go.jp)